

令和元年度 第2回 仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会

日時：令和2年1月27日（月）

14時00分～16時00分

場所：本庁舎2階 第4委員会室

次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事
審議事項
・屋外広告物ガイドラインの検討について
4. 閉 会

— 配 付 資 料 —

資料1：第1回屋外広告物部会の振返り

資料2：令和元年度第2回仙台市景観総合審議会資料

（今後の課題・都心部で実現したいイメージ・取組みの整理）

資料3-1：市内の屋外広告物の現況について

資料3-2：現況のまとめ

仙台市景観総合審議会 屋外広告物部会 委員名簿

任期：平成30年5月28日～令和2年5月14日

(平成31年4月1日現在)

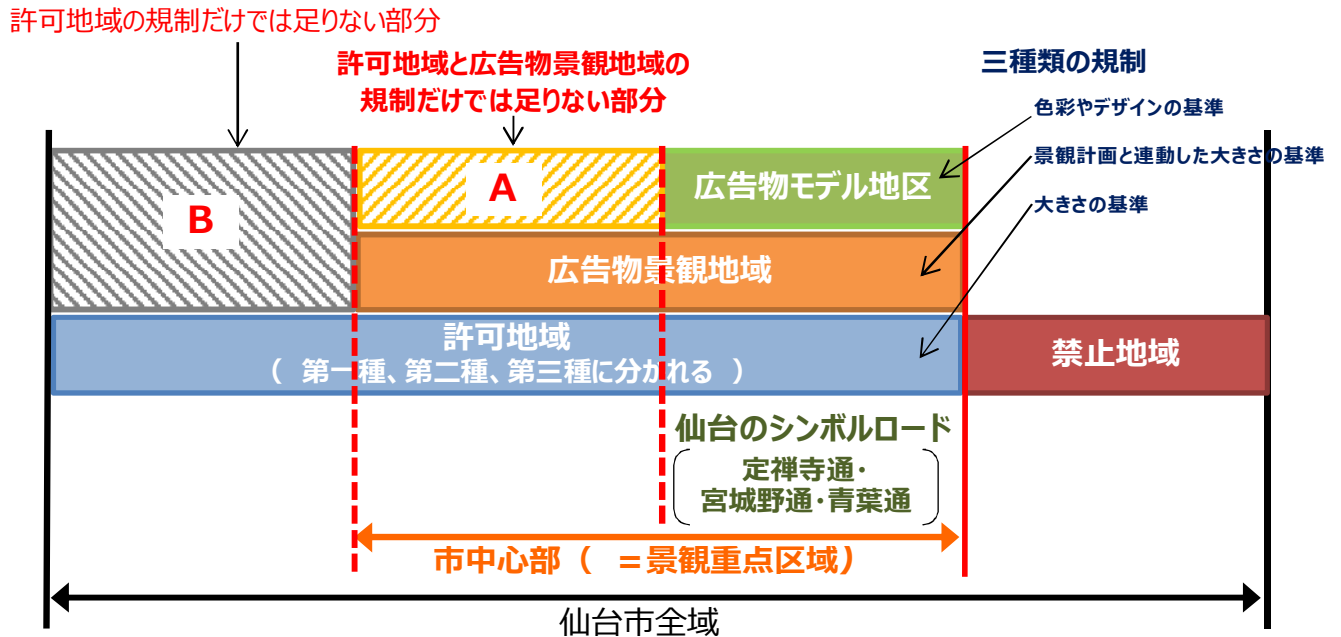
氏名	所属・役職等	備考
とちくぼ まさゆき 杼窪 昌之	宮城県屋外広告美術協同組合常任相談役 (株)アキバ商会代表取締役	審議会委員
なみき なおこ 並木 直子	(株)ユーメディア メディア本部 メディア開発チーム 2グループ 課長代理	専門委員
ばば たまき 馬場 たまき	尚絅学院大学人文社会学群人文社会学類 准教授	審議会委員
ふなびき としあき 舟引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授	審議会委員
やまはた のぶひろ 山畑 信博	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授	専門委員

(五十音順，敬称略)

第 1 回 屋外広告物部会の振返り

1. 事務局の説明概要

- ▶ 仙台市の屋外広告物規制の状況をふまえ、許可地域の規制だけ（B部分）、また許可地域と広告物景観地域の規制だけ（A部分）では、景観を守りきれない部分を補うためにガイドラインを策定する
- ▶ 次期総合計画の策定や景観施策のあり方検討の議論の中で、都心に着目した議論が多いことや、都心部の老朽建物の更新施策が動き出していることをふまえ、まずはA部分の検討を行う



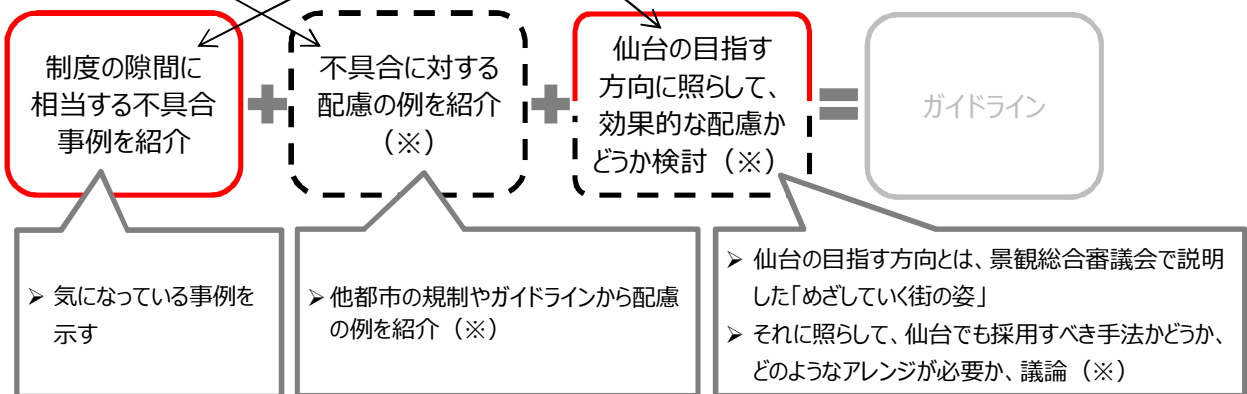
2. 第 1 回部会での委員発言について

委員発言要旨	対応
景観と広告が一本化されず、難しい制度体系になっているので、アウトプット（ガイドライン）は、 <u>景観計画も含めて説明できるようなツールに仕上げないといけない。</u>	目的を意識した作業をすすめる。 また、景観における広告物に対する考えや、ガイドラインの必要性は、来年度のまとめ作業の際に、わかりやすい記述となるよう努める。
闇雲に綺麗がいい、というのではなく、目的意識を明確にするべき。 <u>風格・品格を備えたまちになると、世界的に美しいまちとして有名になって交流人口が増え、仙台に経済効果が返ってくる、というロジックが必要。</u>	シンボルとなるような空間などは、大事に検討する。 誘導・指導の働きかけや、意識の醸成などは、ガイドラインの活用方法と合わせて引き続き検討していく。
<u>アーケードは仙台のシンボル。</u> 店頭の看板など、優先順位高いと思う。 ガイドラインで誘導、指導していくが、広告の入れ替わりのスピード感は速くならないか。これまでの（お願いベースの）動きとは違った働きかけなども検討して欲しい。	
ガイドラインは一般の市民にも知っていただいて、 <u>風格・品格というものを自分たちのまちとして作り上げていくということも検討して欲しい。</u>	

<p>これから、具体的な良くない事例が出てきたときに、どう判断するか、部会に預けられている。仙台らしさ・仙台が持つべき美しさを、委員が目的に合わせて考えていかないといけない。そのためには市の事務方が<u>どういう判断基準を持てばいいのか</u>、というところも気になる。</p>	<p>具体的な事例をお示しし、委員のご意見をいただきながら、優れた広告物の物差しを積み上げていく。</p>
<p>人通りが多いところは広告物がごちゃごちゃしているが、人が多いために意外と景観とマッチしているところがある。仙台だと仙台駅前などが当てはまるが、長町など地下鉄の駅周辺はごちゃごちゃは似合わない。パリ、香港、バンコクなどはごちゃごちゃしているが、ドイツは緑と都市がマッチしているので、<u>仙台が目指すのはドイツ型か</u>。</p>	<p>制度の隙間に相当する不具合事例と、配慮の例を突き合わせて検討していく。</p>
<p>仙台のまちにふさわしくない広告が存在していて、不都合があって初めて行政の仕組みは、それを改善するために動く。(制度の)隙間を埋めたい、だけでは充分ではないので、現実には起きていない不都合・不具合を抽出して、一方で優れた景観配慮の方法やデザイン手法を収集する。この2つを突き合わせてみないとゴールは見えてこない気がする。 <u>次は、具体の作業と事例を見ながら、どんな方向性だ、ということになると思う。</u></p>	

【第1回部会をふまえた、今後の検討の進め方】

『次は、「具体の作業」と「事例」を見ながら、どんな方向性だ、ということになる』



赤線囲み：今回審議事項

※：次回審議事項

- ▶ 制度的隙間に相当する不具合事例と、不具合に対する配慮の例を突き合わせ、仙台の目指す方向にふさわしい配慮手法を検討していきたい
- ▶ 優れた景観配慮の手法については、現在、他都市の規制やガイドラインなどから収集作業中であるので、第2回部会では、制度的隙間に相当する不具合事例の紹介と、仙台の目指す方向について説明